

任意継続加入時のご案内

任意継続被保険者制度とは

退職すると翌日から健康保険の被保険者の資格を失いますが、退職日までに継続して 2 ヶ月以上被保険者期間がある方は、資格喪失した日から 20 日以内に当組合へ申出を行えば、最長 2 年間（75 歳に到達する方はその前日まで）は引き続き任意継続被保険者として健康保険に加入することができます。

任意継続被保険者になった場合の保険料

1. 算定方法

$$1 \text{ ヶ月の保険料額} = \text{標準報酬月額 (a)} \times \text{保険料率 (b)}$$

● 標準報酬月額 (a)

① ②のいずれか低い方で決定されます。

①退職した時の標準報酬月額

②前年度 9 月 30 日現在の当組合の全被保険者の平均標準報酬月額

<令和 6 年度>平均標準報酬月額 410,000 円

● 保険料率 (b)

<令和 6 年度>健康保険料率 95.00/1,000

介護保険料率 17.20/1,000

[参考] 保険料額 (月額) について 40 歳~64 歳の方は介護保険料が含まれたものとなります。

保険料区分	保険料率	標準報酬月額別の保険料		
		200,000 円	300,000 円	410,000 円
健康保険料	95.00/1,000	19,000 円	28,500 円	38,950 円
介護保険料 (40 歳~64 歳の方)	17.20/1,000	3,440 円	5,160 円	7,052 円
計	112.20/1,000	22,440 円	33,660 円	46,002 円

※会社負担はありませんので、保険料は全額自己負担となります。

2. 加入期間中に保険料が変動する場合

- ・ 当組合の平均標準報酬月額が変更となった場合 (上限に該当する方のみ)
- ・ 健康保険料率や介護保険料率が変更となった場合
- ・ 加入中に 40 歳になり、介護保険料もご負担いただく場合
- ・ 加入中に 65 歳になり、介護保険料の徴収が市区町村に変更となる場合

任意継続加入時のご案内

任意継続被保険者になる手続き

任意継続被保険者制度に加入する場合は、任意継続被保険者資格取得申請書を資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に当組合に提出してください。

対象者	退職日までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間がある方
提出期限	<u>被保険者の資格を失った日（退職日の翌日）から20日以内</u> ※退職の翌日から起算して20日を過ぎますと、任意継続被保険者にはなりません。
必要書類	<ul style="list-style-type: none">任意継続被保険者資格取得申請書 任意継続被保険者資格取得申請書【被扶養者届】 (在職時より引き続き被扶養者となられる方)銀行振込依頼書預金口座振替依頼書自動払込利用申込書（毎月納付の方） ※任意継続資格取得申請時に新たに被扶養者を追加される方は、別途「被扶養者届（増加用）」を提出してください。

任意継続加入時のご案内

加入時 手続きの流れ

STEP1 申請書の提出（本人 → 当組合）

任意継続被保険者資格取得申請書を資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に当組合に提出してください。

STEP2 資格情報のお知らせ・保険料納付書等の発送（当組合 → 本人）

資格情報の確認ができましたら以下を郵送します。（受付後5日程度）

- 任意継続被保険者 標準報酬月額決定通知書
被扶養者（異動）決定通知書
- 保険料納付書
- 払込方法別保険料一覧表
- 資格情報のお知らせ^(※)
- 資格確認書^(※)・・・資格取得申請時に発行が必要とされた方のみ

(※) 届出・申請・問合せ等に必要、被保険者等記号・番号はこちらで確認できます。

STEP3 保険料の納付（本人 → 当組合）

納付書に記載されている納付期限までに保険料を納付してください。

納付にかかる手数料は、加入者負担となります。

選択されました納付方法（毎月・半年前納・一年前納）に基づき納付書を送付します。資格取得時における前納は、資格取得日と同月の末日までに納付が可能な場合のみご利用いただけます。

納付方法	納付書		口座振替
毎月納付	資格取得月	口座振替開始まで	取得2～3ヶ月後開始
半年前納	資格取得月	資格取得翌月～9月もしくは3月まで	(口座振替不可)
一年前納	資格取得月	資格取得翌月～3月まで	(口座振替不可)

・資格取得月の保険料

初回保険料は、当組合の指定した日までに納付してください。

納付期限までに保険料の納付がない場合は、任意継続被保険者資格取得申請の意思がなかったものとし、任意継続被保険者の資格取得日に溯って資格を取り消させていただきます。上記STEP2で送付した書類をすべて返却してください。

・資格取得月の翌月以降保険料

毎月納付を選択された方については、口座振替開始月までの納付書を送付します。納付忘れのないようご注意ください。

任意継続加入時のご案内

前納を選択された方で、納付期限までに納付されなかった場合、前納の申し込みをされなかったものとして取り扱います。改めて毎月分の納付書を送付します。

加入中の保険料の納付について

・毎月納付の方

当組合においては、毎月納付を選択された方は、口座振替による納付が原則となっております。口座振替日は、対象月の前月27日となります。(27日が土・日・祝日にあたる場合は翌営業日)

口座振替設定時に不備があったり、口座振替ができなかった場合に、納付書を送付します。納付期限までに納付されなかった場合は、資格喪失となりますので、くれぐれもご注意ください。

・前納の方

毎年3月、9月に納付書を送付します。

納付期限までに納付されなかった場合は、前納の申し込みをされなかったものとして取り扱います。改めて毎月分の納付書を送付します。

いずれの場合も、納付にかかる手数料は、加入者負担となります。

保険料の納付期限について

毎月の保険料は、健康保険法の規定により毎月10日(10日が土・日・祝日にあたる場合は翌営業日)が納付期限となります。

納付期限までに保険料の納付がない場合は、納付期限の翌日に資格喪失となります。

任意継続加入時のご案内

任意継続被保険者の資格を失うとき

以下の場合に資格を喪失します。

	資格喪失事由	資格喪失日	手続き
①	被保険者期間が満了したとき（最長2年間）	資格喪失予定日と同日	任意継続被保険者資格喪失申出書の提出は不要です。
②	納付期日までに保険料を納めないとき	法定納付期日の翌日	任意継続被保険者資格取得申出書の提出は不要です。
③	就職等より他の健康保険等の被保険者資格を取得したとき	資格取得日と同日	<ul style="list-style-type: none"> 任意継続被保険者資格喪失申出書 資格取得日が確認できる書類（新たに取得した被保険者「資格情報のお知らせ」の写し等）
④	被保険者が死亡したとき	死亡日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> 任意継続被保険者資格喪失申出書 死亡日の確認できる書類（死亡診断書の写し等）
⑤	後期高齢者医療制度の被保険者となったとき	75歳の誕生日と同日（*1）	<ul style="list-style-type: none"> 任意継続被保険者資格喪失申出書 資格取得日が確認できる書類（新たに取得した被保険者「資格情報のお知らせ」の写し等）
⑥	任意継続被保険者でなくなることを申し出たとき	申出が受理された日の属する月の翌月1日	<ul style="list-style-type: none"> 任意継続被保険者資格喪失申出書

（*1）被保険者が一定の障害により75歳未満で後期高齢者医療制度の被保険者となったときも、後期高齢者医療制度の被保険者となった日に資格喪失します。

資格喪失日以降、交付されているすべての証を当組合に返却してください。

- ・令和6年11月以前の加入者は「健康保険被保険者証」
- ・「資格確認書」「限度額適用認定証」「高齢受給者証」「特定疾病療養受療証」をお持ちの方